

## 第 2 部 各論



## 第1章

# 子どもの成長への支援

## 基本施策Ⅰ 子どもの心身の健やかな育ちへの支援

### 【現状と課題】

#### ○妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援の充実

本市では、妊婦や乳幼児の健診等を実施し、健康の保持増進に努めるとともに、各種相談や健康教育の機会を通じて乳幼児の健やかな成長や育児不安の解消を図っています。

今後も、こんにちは赤ちゃん事業や健診において、関係機関との連携により、訪問率や受診率の向上を図るなど、着実に母子保健対策を進めていくことが必要です。

ニーズ調査結果をみると、「妊娠・出産・子育てについて、不安に感じたり困っている妊婦」の割合が76.1%となっており、保育所や幼稚園への入所（園）に関することや子育てをサポートしてくれる親族が近くにいないことなど、妊婦が様々な不安や悩みを抱えていることが分かります。

妊娠期から支援を行うことで、出産・子育ての不安を解消し、誰もが安心して子育てをスタートできるようにするとともに、その後も切れ目なく支援を続け、子どもをもつ親が負担感や孤独感に悩まないよう支援していくことが必要です。

#### ○学童期・思春期から成人期に向けた支援の充実

本市では、学童期・思春期における心身の問題が、将来にわたって大きな影響を及ぼすおそれがあることから、こころの相談や性感染症予防対策、喫煙・飲酒、薬物乱用の防止に向けた啓発等を実施しています。

また、近年、スマートフォンやタブレット端末等の普及に伴い、子どもたちの生活習慣の乱れが危惧されるゲーム障害等についても、対策が求められています。

児童・生徒が、自ら心身の健康に関心を持ち、健康の維持・向上に取り組めるよう、健康教育を推進するとともに、次世代の健康を育む保健対策を充実することが重要です。

#### ○子どもの医療等に対する支援の充実

救急医療については、休日は当番医で、夜間は高松市夜間急病診療所で診療を実施しており、初期救急医療の体制を整備しています。また、夜間に入院治療を必要とする重症患者については、二次保健医療圏において複数の病院が当番制で診療を実施しており、救急医療体制が確保されています。

また、高度な医療を必要とする乳幼児への医療費を助成するとともに、不妊治療費を助成し、安心して治療・妊娠・出産できるような体制の整備に努めています。

## ○「食育」の推進

本市では、農業体験や料理の機会を通じて、子どもの食への関心や食べる意欲、食物への感謝の気持ちの醸成等につなげています。また、幼稚園や保育所、学校の給食を通じて食育を行うとともに、地域においても親子で食について学ぶ機会や食生活の見直しを促す機会等を提供しています。

親子ともに食への関心を持ち、健全な食生活を実践することは、健康で豊かな心と体を育てていく基礎にもなることから、今後も食育の推進を図っていくことが求められます。

## 施策の推進内容（１）妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援の充実 ●●●●●●●●

### 【基本方針】

- ・子育て世代包括支援センターを中心として、妊娠期からの切れ目のない支援を行い、子どもの健やかな成長や発達を支援します。
- ・産婦が正しい知識を身につけ、新生児の健全な発育を促す産後ケア事業を推進します。
- ・多胎育児家庭など、育児等の負担が大きく孤立しやすい子育て家庭を妊娠期から支援します。
- ・感染症から子どもを守るため、適切な時期に安全な予防接種を推進します。
- ・健康教育、相談事業を充実し、安心して子育てが行えるような支援と乳幼児の疾病の早期発見や発達状況の確認に努めます。

### ① 母子保健、乳幼児の疾病予防等の推進

事業名	事業概要	主担当課
子育て世代包括支援センター事業	子育て期にある若い世代が安心して妊娠、出産、子育てができる環境の実現に向け、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対応するため、母子保健コーディネーターを配置し、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）を設置し、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援に取り組みます。	健康づくり推進課
妊婦一般健康診査事業	疾病及び異常を早期発見するとともに、疾病の予防や支援を行うことにより、健康の保持増進を図るため、妊娠期の各段階に応じた健康診査を実施します。	健康づくり推進課

事業名	事業概要	主担当課
妊婦歯科健康診査事業	妊婦の歯科健診を行うことにより、妊婦の口腔保健の増進を図ります。	健康づくり推進課
妊産婦訪問指導・新生児訪問指導（こんにちは赤ちゃん事業）	妊婦・産婦及び新生児期に家庭訪問指導を行うことにより、疾病を早期に発見し、早期治療等に結びつけます。また、妊娠・出産・育児に対する不安の解消及び、妊娠・産褥期・乳児期の健康の保持増進や育児支援を図ります。	健康づくり推進課
産後ケア事業	出産後の産婦及びその新生児が、出産後に一定期間保健指導を必要とする場合に、助産所で母体の保護や保健指導を行います。	健康づくり推進課
産婦健康診査	産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等）を実施することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備します。	健康づくり推進課
乳児一般健康診査事業	疾病及び異常を早期発見するとともに、疾病の予防や支援を行うことにより、健康の保持増進を図るため、乳児期（1歳未満）に健康診査（2回）を実施します。	健康づくり推進課
1歳6か月児健康診査事業	疾病及び異常の早期発見、また、疾病の予防や育児指導等を行い、健康の保持増進を図ります。	健康づくり推進課
3歳児健康診査事業	身体発育及び精神発達の面から重要な時期である3歳児に対し、医師等による健診を行い、障がいの早期発見及び早期療育を図ります。	健康づくり推進課
さくらんぼ教室（マタニティ編）（子育て編）	多胎妊婦及び多胎育児中の家庭を対象に、多胎育児支援DVDの視聴や、多胎育児経験者との情報交換等により、多胎育児等についての知識や交流の場を提供します。	健康づくり推進課
予防接種事業	予防接種法による予防接種 四種混合（三種混合、不活化ポリオ）、二種混合、麻しん、風しん、日本脳炎、BCG、ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス、水痘及び子宮頸がん予防ワクチンの接種 風しん抗体検査結果後風しん予防接種 妊娠を希望する女性とその配偶者で風しん抗体検査後、免疫が不十分である者へ麻しん風しんワクチン接種費用の一部を補助します。	保健予防課
母子栄養食品支給事業	母と子の健康保持増進のために、妊産婦及び乳児に牛乳等を支給します。（対象者は、生活保護世帯・市民税非課税世帯・所得税非課税世帯に属する妊産婦及び乳児）	健康づくり推進課
離乳食教室 わん・つー・すりー	5か月～1歳（離乳完了前）までの乳児を持つ保護者等を対象に、赤ちゃんの食育や離乳食についての講習会を行い、食育に関する意識の向上や栄養に関する正しい知識の普及を図ります。	健康づくり推進課

## ② 健康教育・相談の実施

事業名	事業概要	主担当課
4か月児相談・乳児相談事業	乳幼児の疾病、発達の遅れの早期発見や発育、栄養、育児等について助言し、健康の保持増進及び育児支援を行います。	健康づくり推進課
こども相談事業	精神発達の気になる幼児が健やかに成長するとともに、その保護者が安心して育児できるよう支援します。	健康づくり推進課
ことば相談事業	ことばの発達が気になる幼児を対象に、行動観察や個別相談を行うことにより、幼児の健やかな発達を促します。	健康づくり推進課
のびのび教室	精神発達面に遅れのある幼児が、親子遊びを通してよりよい成長発達をし、親子の絆を深め、健やかに生活を送れるよう支援します。	健康づくり推進課
母子健康教育	乳幼児をもつ母親等を対象に、育児等について正しい知識を普及し、子どもの健やかな成長、発達を促すため健康教育を行います。	健康づくり推進課

## 施策の推進内容（2）学童期・思春期から成人期に向けた支援の充実

### 【基本方針】

- ・思春期のひきこもりや摂食障害、精神疾患等の相談を実施します。
- ・若年層に対し、性感染症の正しい知識や情報を普及・啓発することにより、性感染症予防を図ります。
- ・喫煙・飲酒、薬物乱用防止教育の充実を図るとともに、睡眠習慣・ゲーム障害等の正しい知識の普及啓発に取り組みます。

事業名	事業概要	主担当課
健康相談事業	こころの健康相談として、思春期に発生することが多いひきこもりや摂食障害、精神疾患等の相談を実施します。	健康づくり推進課
若者層啓発事業	高校文化祭等の機会を利用し、こころの健康や睡眠、ゲーム障害等について正しい知識を普及することで、その予防を図ります。	健康づくり推進課
性感染症予防事業	性感染症の発生状況や傾向を把握し、その発生動向に対応した予防対策を行います。特に、若年層に対し、性感染症の正しい知識や情報を普及・啓発することにより、その予防を図ります。	保健予防課
喫煙・飲酒、薬物乱用対策事業	希望する学校へ「喫煙防止出前講座」を実施し、児童生徒・保護者への啓発を図ります。小学校から高校において、発達段階を踏まえた薬物乱用防止教育を学校教育全体を通じて行い、中学・高校においては薬物乱用防止教室の開催を推進します。	保健体育課

事業名	事業概要	主担当課
高松型地域共生社会構築事業	子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現のため、まるごと福祉相談員を配置し、地域の拠点や複合的課題を抱えた世帯等を訪問し、支援につなぐとともに、総合センター等に福祉の総合相談窓口を設置し、制度・分野別の「縦割り」を超えた包括的な相談支援を実施します。	健康福祉総務課地域共生社会推進室
若者育成支援推進事業	社会生活を営む上での困難を有する若者を支援するため、高松市若者支援協議会を設置し、協議会を構成する関係機関の情報交換を行うとともに、相互に協力・連携することで、若者それぞれの置かれた状況等にきめ細やかに対応できる支援体制を構築します。	健康福祉総務課地域共生社会推進室

## 施策の推進内容（3）子どもの医療等に対する支援の充実 ●●●●●●●●

### 【基本方針】

- ・緊急時も安心して医療にかかることができるよう、小児救急医療体制の充実に努めます。
- ・障がいや疾病により、高度医療を必要とする家庭への医療費の助成・給付を行います。
- ・不妊治療に要する費用の一部を助成するとともに、不妊に関する悩み等への相談支援を行います。

### ① 小児救急医療体制の整備

事業名	事業概要	主担当課
在宅当番医制事業	医療機関が休診になる休日に、当番制で急病患者を受け入れる体制を整備することにより、小児救急患者の初期救急医療を確保します。	保健医療政策課
夜間急病診療所事業	夜間における急病患者に対応するため、夜間急病診療所において、内科・小児科・眼科・耳鼻咽喉科の応急的な診療を行います。	保健医療政策課
病院群輪番制事業、救急ハンドブック作成事業	準夜間及び深夜間において、9病院の当番制により入院治療を必要とする重症患者の医療を確保します。また、こどもの救急ハンドブックを作成し、軽症患者の容易な診療時間外受診の抑制を図ります。	保健医療政策課

## ② 高度医療に対する支援

事業名	事業概要	主担当課
未熟児養育医療給付事業	母子保健法第 20 条に基づき、養育のため入院を必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行います。	健康づくり推進課
自立支援医療（育成医療）給付事業	児童福祉法に規定する身体上の障がいをもつ児童又は現存する疾患が、手術等の治療によって確実に効果が期待しうるものに医療の給付を行います。	健康づくり推進課
小児慢性特定疾病医療費助成事業	小児慢性疾病のうち、特定の疾病について医療費の助成を行い、経済的負担を軽減するとともに、児童の健全な育成、疾患についての医療の普及を図ります。	健康づくり推進課
不妊治療支援事業	子どもを望む夫婦の、不妊治療にかかる経済的な負担を軽減するため、特定不妊治療及び一般不妊治療（人工授精）に要する費用の一部を助成するとともに、関係機関と連携し、不妊に関する悩み等への相談支援を行います。	健康づくり推進課

## 施策の推進内容（４）「食育」の推進 ●●●●●●●●

### 【基本方針】

- ・ 保育所・認定こども園・幼稚園や学校において、子どもたちの「食」に関する理解を深め、「望ましい食習慣」を身に付けられるように努めます。
- ・ 家庭や地域へ食に関する情報発信を行い、食育を推進します。

### ① 保育所・認定こども園・幼稚園・学校における「食育」の推進

事業名	事業概要	主担当課
農園体験・クッキング活動事業	栽培・収穫・調理を通して食に関する関心を高めたり、知識や技術が習得できるよう、農園体験やクッキング活動の推進を図ります。	こども園運営課
給食担当者食育推進研修事業	乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助・食事の提供が行われるよう、保育所等給食担当者の資質の向上を図ります。	こども園運営課
学校給食推進事業	子どもたちが学校給食を通じて、正しい食習慣や健康管理能力を身に付けることができるよう、給食関係職員への研修等により、学校における食に関する指導の充実を図るとともに、各衛生検査の実施により、衛生管理の徹底を図ります。	保健体育課
学校教育における食育推進事業	統一献立の一部変更を可能にし、各地域で特色ある給食を提供するとともに、朝日新町学校給食センターに市費栄養士を配置して食育の拠点として活用し、学校における食育推進の充実を図ります。	保健体育課



② 家庭や地域への情報提供・相談支援、地域との連携による「食育」の推進

事業名	事業概要	主担当課
高松市食生活改善推進協議会活動「親子の楽しいクッキング教室」	親子や各世代のふれあいを通して、望ましい食生活について考え、個人の食習慣の変容を促します。	健康づくり推進課
食に関する情報発信事業	子どもたちが生涯にわたって健全な心と体を培い、豊かな人間性を育てていくために、「食」に関する知識と選択する力を習得できるよう、適切な情報を提供します。	健康づくり推進課
食に関する情報発信事業（保育所等）	ホームページにおいて、食育に関する情報を提供し、幼稚園、保育所等及び地域の人々へ食育を推進します。	こども園運営課
こども食堂等支援事業	核家族や共働き、ひとり親家庭などの増加に伴い、一人で食事をする「孤食」となる子どもが増えている中、子どもの孤食を防止するほか、安らげる場所を確保するため、子どもたちに無料又は安価で温かく栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、地域住民とのつながりの強化や学習・生活習慣についての支援の場の推進を図ります。	子育て支援課



▲クッキング活動

▼親子料理教室



## 基本施策Ⅱ 健やかな成長を促す学びへの支援

### 【現状と課題】

#### ○幼児教育・保育の一体的な提供と質の向上

乳幼児期は、子どもにとって、人間形成の基礎を培う重要な時期であることから、質の高い教育・保育を提供することが求められています。

本市では、教育・保育の受け皿の確保や環境の改善を図るとともに、保護者の就労状況にかかわらず、教育と保育を一体的に提供できる幼保連携型認定こども園の普及を推進しています。

また、子どもにとって、小学校生活への安心感や経験の積み重ねとなるよう、保育所や幼稚園、学校の連携した取組が必要です。

#### ○「生きる力」を育てる学校教育の推進

子どもの「生きる力」を育成していくためには、学校教育において、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成するとともに、地域や保護者、関係機関が連携し、社会全体で子どもたちを育む教育環境を推進していくことが重要です。

子ども一人一人と向き合い、きめ細やかな学習指導体制の充実を図るとともに、教職員の資質の向上を図ることが求められています。

#### ○いじめや不登校対策の充実

いじめや不登校などの対策については、学校、家庭、地域及び関係機関が連携して、その未然防止、早期発見・早期対応を図ることが重要です。

また、子どもの人権擁護のため、学校教育と社会教育を通じた人権尊重意識を高める取組が求められています。

#### ○体験学習活動・地域活動の充実

少子化の進行や地域の連帯感の希薄化などに伴い、異年齢の子ども同士が接する機会や外遊びが減少しており、様々な体験活動や身体を動かす機会の提供が求められています。

ニーズ調査結果では、「子どもの成長過程で、必要と思われる取組」に係る項目として、「体験学習」が3番目に多く、小学生の保護者で44.9%となっています。

子どもが様々な体験や人との関わりから自立と協働を育むことができるよう、体験学習活動の場の充実を図るとともに、活動をリードする地域の担い手の育成が求められます。

## 施策の推進内容（１）幼児教育・保育の一体的な提供と質の向上 ● ● ● ●

### 【基本方針】

- ・乳幼児期における教育及び保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、本市独自の教育・保育の考え方を示す「高松っ子いきいきプラン」に基づき、希望する全ての子どもに質の高い教育・保育を提供します。
- ・幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労形態に関わらず、就学前の子どもに等しく質の高い教育と保育を一体的に提供できるよう、幼保連携型認定こども園への移行を促進します。
- ・子どもの発達や学びの連続性を考慮し、小学校生活への安心感や経験の積み重ねとなるよう、就学前教育と小学校教育の滑らかな接続を目指した取組を行います。
- ・安全・危機管理、虐待防止、特別支援等、教育・保育現場で必要な専門的知識を学べるように、県と市で連携して研修を実施します。

### ① 認定こども園への移行促進

事業名	事業概要	主担当課
認定こども園整備事業	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、質の高い教育と保育を一体的に提供できる「認定こども園」の普及を促進します。	こども園総務課
公立保育所・幼稚園施設整備事業	教育・保育環境改善のため、幼稚園・保育所の施設・設備の整備を実施します。	こども園総務課
私立保育所施設整備補助事業	保育環境改善のため、保育所等の施設・設備の整備を実施します。	こども園総務課

### ② 幼児期の教育・保育の質の向上、特色ある就学前教育の推進

事業名	事業概要	主担当課
保・こ・幼・小連携推進事業	子どもの発達や学びの連続性を確保し、小学校生活への安心感や経験の積み重ねとなるよう、就学前教育と小学校教育の滑らかな接続を目指した取組を行います。そのために、保育所・認定こども園・幼稚園・小学校の教職員の資質向上を図るとともに、教職員間の連携や接続の体制づくりに努めます。	こども園運営課
保育教育士体験型宿泊研修事業	仲間と共に自然の中で五感を使った様々な実体験をすることを通して、仲間との連帯感を高める等、新規採用保育教育士の活力や意欲を養います。	こども園運営課
保育所・幼稚園等への芸術士派遣事業	子どもの創造性を育む指導や援助の在り方についての取組を進めるため、絵画や造形などの専門家である芸術士を保育所・幼稚園等へ派遣し、それぞれの芸術分野を生かしながら、子どもが持っている感性や創造力を伸ばしていけるよう導きます。	こども園運営課

事業名	事業概要	主担当課
生きる力を育てる学校教育の推進事業	「生きる力」の基礎を培うため、子ども一人一人の理解に基づき発達課題に即した指導を行い、「豊かな学びを育む特色ある就学前教育」を推進します。 確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成するため、教職員の資質向上を図る教員研修会等の充実や施設・設備などの整備を行います。	こども園 運営課 学校教育課 総合教育センター 教育局 総務課
「ありがとうの日」	周りの人々とのかかわりや日々の生活に感謝し、自分たちの生活をより潤いのあるものにしていこうとする心情を高める場を、教育活動の中に位置付けています。	学校教育課
掃除教育「ぴかぴかデー」	保護者や地域のコミュニティ協議会等との連携のもと「ぴかぴかデー」として掃除教育を実践します。保護者や地域の方とともに学校園内及び周辺を掃除することで思いやりや社会貢献の精神を育みます。	こども園 運営課 学校教育課



▲保育所・幼稚園等への芸術士派遣事業

▼川島地区幼保一体化施設パース



## 施策の推進内容（２）「生きる力」を育てる学校教育の推進 ●●●●●●●●

### 【基本方針】

- ・総合的な学力向上を図るため、少人数学級の推進や外国語指導助手の配置など、きめ細やかな指導に取り組みます。
- ・豊かな人間性や社会性を育むため、読書活動や体験活動、就学前教育などを充実します。
- ・子どもの健康の保持増進、及び運動に親しむ習慣づくりと体力の向上に取り組みます。
- ・子どもに情報モラル教育を実施するとともに、教職員にインターネットの安全利用や有害情報への適切な対応等に関する意識啓発等を図ります。

事業名	事業概要	主担当課
英語指導助手派遣事業	英語指導助手を招致し、高松市立学校に派遣することによって、英語教育の充実を図ります。	学校教育課
少人数学級推進事業	小学校の5・6年生において、進路指導や生徒指導の充実により安定した学校生活の推進を図るため、本市独自の教員採用による少人数学級編制を行い、個に応じた分かる授業を展開し、確かな学力を育みます。	学校教育課
学校教育推進事業	総合的な学習の時間の充実や地域等の教育力の有効活用のために、各小・中学校に経費補助を行います。	学校教育課
日本語教育推進事業	帰国児童生徒・外国人児童生徒が在籍する小・中学校に、それぞれの外国語が堪能な者を定期的に派遣し、日本語指導や相談活動を行います。	学校教育課
教育研究研修事業 (高松市生徒みらい議会)	市議会の仕組みを知り、市政がどのように進められているかについて理解を深めるとともに、郷土を愛し、地域への関心をもち、将来の有権者としてよりよいまちづくりに関わっていく心を育みます。(平成29年度より高松第一高校と高松市立中学校の生徒の代表)	学校教育課
研究指定校研究推進事業	国・県から研究指定校等事業を受けることで、学校課題の解決及び学校教育活動の改善・充実を図るとともに、教職員の資質・能力の向上を図ります。	学校教育課
小中一貫・連携教育推進事業	市内の全小・中学校において中1ギャップの解消や9年間を見通した確かな学力や豊かな人間性等の育成を図るため、小中合同の研修や実践、交流を行い小中連携教育を充実します。	学校教育課
学校図書館図書整備事業	高松市子ども読書活動推進計画に基づき、学校図書館図書資料の充実を図り、国の学校図書館用図書標準に沿った年次計画にて、学校図書館用図書の整備を図ります。	学校教育課
学校図書館活性化推進事業	学校図書館用図書の一層の効果的活用を図るとともに、児童生徒の個性を伸ばす教育に資するため、学校図書館指導員を学校に配置し、情報提供等の支援を行います。	学校教育課
環境教育推進事業	「香川用水の水資源巡りの旅」(中学生対象)を実施し、香川用水及び水資源の重要性についての意識の高揚を図ります。	学校教育課
教育文化振興事業	児童生徒の創造力と表現力を育て、情操を高めるとともに、教育文化の振興を図るため、展覧会、音楽会、児童科学展覧会および科学体験発表会等を開催します。	学校教育課
菊池寛及びその作品から学ぶ「寛学」事業	偉大な先人の生き方に触れたり、作品を読んだりする活動を通して、先人を誇りとして感じるとともに、自らの夢をはぐくみ、高い志をもつことができ、ひいては郷土高松を支える人づくりにつなげます。	学校教育課
職場見学・体験学習	小・中学校、高校において、企業等への職場見学・体験学習等を含む進路学習の充実を図ります。	学校教育課
小学校管理運営事業	小学校のうち、合併協定に基づく対象校、へき地教育対象校、生徒指導困難校に、教育の充実に資するため非常勤講師を配置するとともに、各教科やクラブ活動等において社会人の活用を図る特別非常勤講師を派遣します。スクールサポートスタッフの配置により教職員の負担軽減を図ります。	学校教育課

事業名	事業概要	主担当課
中学校管理運営事業	中学校のうち、合併協定に基づく対象校、へき地教育対象校、生徒指導困難校に、教育の充実に資するため非常勤講師を配置するほか、教科指導及び複式解消のために必要な非常勤講師を配置し、各教科や総合的な学習の時間等において社会人の活用を図る特別非常勤講師を派遣します。スクールサポートスタッフの配置により教職員の負担軽減を図ります。	学校教育課
高松型学校・地域連携システム推進事業	学校が家庭や地域と連携協力し、一体となって子どもの健やかな成長を図るため、高松型学校運営協議会を各小・中学校に設置し、高松型コミュニティ・スクールを推進します。	学校教育課
生徒等健康診断事業	児童生徒等の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とし、学校保健安全法に基づき、児童生徒等の健康診断を実施するとともに、翌年度に小学校に就学する児童の健康状態等を把握するため、就学時健康診断を実施します。また、小児生活習慣病予防検診を小学校の全4年生及び中学校1年生の抽出者を対象に実施します。	保健体育課
学校体育推進事業	児童生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、体力・運動能力向上や基礎体力の養成を図るため、体育大会等を開催します。 また、大会等に参加することで、児童生徒の相互の友情を深めるとともに、教職員の体育指導の資質を高めるなど、体育の充実発展と心身ともに健全な児童生徒の育成を図ります。	保健体育課
学校人権教育推進事業	市立幼稚園・こども園、小学校、中学校、高等学校に対し、人権教育教員研修会の開催等を行い、教員の人権教育に対する資質向上を図ります。	人権教育課
情報モラル教育推進事業	小学3・4年生対象の情報モラル出前授業を核とした情報モラル教育推進事業を実施し、家庭でのルール作りを始め、インターネットに触れ始める時期の指導に努めます。	少年育成センター
ノーメディア事業	児童生徒を対象に家庭の協力のもと、各学校・各家庭の状況に応じてメディア（インターネット、ゲーム機、テレビ等）の利用を休止又は制限する「ノーメディアデー（ウィーク）」を全小・中学校で設定するとともに、「ネット依存等防止啓発チラシ」を全児童生徒に配布し、「ネット・ゲーム依存」の防止や自己管理能力の育成を図ります。	少年育成センター
情報モラル等指導支援事業	インターネット等の利用に伴う有害情報から児童生徒を守るため、教職員を対象とした研修会を実施するとともに、アンケート調査等を通して実態把握に努め、インターネットの安全利用や有害情報への適切な対応等に関する意識啓発と実践力の向上を図ります。	総合教育センター
教育の情報化推進事業	情報教育の充実に資するため、国の整備方針及び「高松市 ICT 教育推進計画」に沿って小・中学校に情報機器を配置するほか、情報モラルに関する教員の資質や指導力の向上を図ります。	総合教育センター
教職員研修事業	経験年数による研修、悉皆（しっかい）研修、希望研修を開催するとともに、各学校の要望に応じた訪問指導を行い、本市教職員の資質や指導力、及び児童生徒の問題行動の未然防止と解消のための実践的な生徒指導能力の向上を図ります。	総合教育センター

事業名	事業概要	主担当課
伝統的ものづくり学校巡回教室	高松市の伝統的ものづくりに関する理解と関心を深め、普及啓発を図るとともに、情操教育の一助とするため、伝統的ものづくりの職人を希望小中学校に派遣し、歴史や現状について学んだり、技術を体験する機会を提供します。	産業振興課
学校巡回芸術教室	小中学生の情操教育の一助とし、健全育成に資するため、学校巡回形式で生の優れた芸術を鑑賞又は体験する機会を提供します。	文化芸術振興課
学校巡回能楽教室	小中学生の情操教育の一助とし、健全育成に資するため、学校巡回形式で生の優れた古典芸能を鑑賞する機会を提供します。	文化芸術振興課
ものづくりふれあい教室	小中学生を対象に、手づくりでものづくりにチャレンジしながら、いかにものが大切かを体験する機会を提供し、文化の創造に関心を深めます。	文化芸術振興課



▲伝統的ものづくり学校巡回教室

▼高松市生徒みらい会議



## 施策の推進内容（3）いじめや不登校対策の充実 ●●●●●●●●

### 【基本方針】

- ・生徒指導体制の充実や関係機関との連携強化を図りながら、子どもの暴力行為、いじめ等の問題行動や不登校の未然防止と早期対応に努めます。
- ・子どもの人権擁護のための啓発や、学校教育と社会教育を通じた人権尊重意識を高める教育を推進します。

事業名	事業概要	主担当課
いじめ等対策事業	教育相談等の専門家を学校に派遣し、本人・保護者・学校への指導援助を行います。	学校教育課

事業名	事業概要	主担当課
児童生徒指導推進事業	児童生徒の不登校、いじめ、暴力行為など、問題行動等の未然防止と解消を図るため、学校教育の推進に熱意のある人材「ハートアドバイザー」、中学校に社会福祉士等の資格を有する「スクールソーシャルワーカー」、いじめ相談に傾聴する「いじめ電話相談員」を配置します。	学校教育課
不登校対策事業	不登校児童生徒を対象とする教育支援センターの運営及び不登校を考える会等の実施を通して学校関係者、保護者、関係機関等と連携し、不登校に関する問題の改善を図ります。 また、教育支援センター「新塩屋町 虹の部屋」、「みなみ」を運営し、不登校児童・生徒の社会的自立を目指します。あわせて、不登校や不登校傾向のある小・中学生に、自宅でICTを活用して学習できるシステムを提供します。	総合教育センター
社会人権教育推進事業	人権教育市民講座、人権教育研修会の開催、人権教育指導資料の作成と視聴覚教材の購入等を行い、市民を対象とした人権教育の推進を図ります。	人権教育課
人権啓発活動事業	人権をテーマとした公演やパネル展、幼児・児童生徒・保護者・企業等によるステージ発表などを内容とするイベントを開催し、広く市民の人権意識の高揚を図ります。	人権啓発課 人権教育課
人権啓発推進事業	「高松市人権擁護に関する条例」等の啓発推進、関係団体への参画、人権相談を行います。	人権啓発課
子どもの権利の普及・啓発事業	子どもの基本的人権を尊重し、擁護するため、人権啓発課、文化センター・児童館等で、各種行事に合わせて人権啓発用パンフレット等を配布するなど、多様な普及・啓発活動を実施します。	人権啓発課
各種相談事業	子どもの基本的人権を尊重し、擁護するため、人権啓発課、文化センター・児童館で随時、人権相談を実施します。	人権啓発課

## 施策の推進内容（４）体験学習活動・地域活動の充実 ●●●●●●●●

### 【基本方針】

- ・子どもの創造性や積極性、社会性を養うため、関係団体等と連携し、多様な活動の場や機会を提供します。
- ・講習会などの実施により、地域で体験学習活動を行える指導者の育成を図ります。
- ・小・中学校、高等学校の児童生徒、及び大学生が、生命の尊さを学び、次代の親として子どもを生き育て、家庭生活を大切に作る心を育めるよう、関係機関が連携を図り、乳幼児等と触れ合うなどの体験活動を推進します。



① 多様な体験学習活動の機会の提供

事業名	事業概要	主担当課
平和啓発推進事業	戦争の悲惨さと平和の尊さを訴え、平和意識の啓発・普及を図るため、「平和を語るつどい・憲法記念平和映画祭」、「高松市戦争遺品展」、「教職員のための平和教育講演会」等の行事を開催します。また、こどもたちが戦争を知り、自ら平和について考える場を提供するため、こども未来館学習と連携して、市内の小学校4年生などを対象に平和学習を実施します。	人権啓発課
夏休みこども講座「親子体験教室 公文書館ってどんなところ？」	公文書館や所蔵資料への関心を高め、その意義を認識し理解を深めるとともに、施設や資料の利用促進を図ることを目的に、夏休みに親子対象の体験教室を通じ、公文書館等への理解を推進します。	総務課 (公文書館)
こども未来館学習体験事業	子どもの興味や関心、夢を育むことを目的として、こども未来館学習（市内の小学4年生など）やチャレンジ教室、体験プログラム（アート、科学等）、プラネタリウム投影を実施します。	こども未来館
こども未来館わくわく体験事業	こども未来館での様々な体験を通じて、子どもたちの夢を広げることを目的として、公募プログラム等を開催するとともに、開館記念日の11月23日には、こども未来館まつりを開催します。	こども未来館
環境学習活動事業	環境問題への意識啓発や環境に関する基本的知識の向上を図るため、環境ワークショップ（館内講座）の実施や環境情報の提供を行うとともに、環境学習支援事業（出前事業）や自然観察体験事業を実施します。	環境保全推進課
南部クリーンセンター環境学習事業	自主企画事業である「施設見学・リサイクル工作会」では、七宝焼や円盤ホバークラフトなどの多彩なメニューのリサイクル工作を実施するほか、NPOを活用した「親子工作会」を開催します。また、一般の施設見学や小学4年生の「環境学習・施設見学」の際には、紙すきの体験講座を実施します。	南部クリーンセンター
伝統的ものづくり夏休み親子体験教室	高松市の伝統的ものづくりに関する理解と関心を深める普及啓発を目的として、子どもの夏休みの宿題が一つ完成できるような、親子でのワークショップを開催します。	産業振興課
水産教室事業	水産教室を定期に開催します。	農林水産課
親子農業体験教室	親子農業体験教室を定期に開催します。	農林水産課
親子おにぎり教室	親子おにぎり教室を定期に開催します。	農林水産課
市場DE自由研究	夏休み期間中に卸売市場において、せりの見学や講義、体験学習を通じて、市場の機能や流通のしくみ等について理解を深める機会を提供するとともに、夏休みの自由研究の題材として役立ててもらいます。	市場管理課
卸売市場見学	学校単位での小中学生や子ども会等による市場見学を受け入れ、せり見学や体験学習を実施します。	市場管理課
0才からのコンサート	乳幼児とその保護者（妊婦さんを含む）を対象に、瀬戸フィルアンサンブルによる、お子さんと一緒に楽しめるクラシックコンサートを開催します。	文化芸術振興課
親子文化財教室	文化財を身近に感じ、体験等を通じて後世へ継承していこうという意識を親子で共有することを目的として、小・中学生とその保護者を対象に、親子で郷土の歴史・民俗や文化を学習します。	文化財課

事業名	事業概要	主担当課
夏休みに郷土高松の歴史を探ろう	夏休みに郷土高松の歴史研究を計画している小・中学生のため、現地見学・収蔵資料活用等により、郷土の歴史をわかりやすく楽しく学び、自分の力で成果物を作り上げる場となる講座を開催します。	文化財課
教育普及事業（伝統文化教室、各種講座の開催）	伝統文化の継承や古代の人たちの生活・知恵を学び、ものづくりの楽しさを体験し、郷土の文化や歴史を学ぶことができる場となる講座を開催します。	文化財課
常設展・企画展無料開放	子どもにも親しみやすいロビー展示・歴史クイズの実施などを通じて、高校生以下の来館を促します。児童生徒の学習に資するため、各資料館において高校生以下の観覧料を無料とします。（香南歴史民俗郷土館は、すべて観覧料無料）	文化財課
親子で楽しむ朗読劇	菊池寛の児童読物を朗読劇や語りで公演を行います。	文化財課
教育普及事業（埋蔵文化財センター体験学習）	体験学習を通して、ものづくりの楽しさを教えるとともに、郷土の文化や原始古代の技術に触れる機会を提供します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・低融点合金を用いた鋳造体験</li> <li>・樹脂粘土を用いた瓦製作体験</li> <li>・軟石による勾玉製作体験</li> <li>・土器焼き及び製作土器による炊飯体験</li> </ul>	文化財課
サンクリスタル学習事業	学校教育との連携を図り、市内小学生を対象としてサンクリスタル学習（歴史資料館・菊池寛記念館・中央図書館の3館合同学習）を実施します。	中央図書館 文化財課
親子下水道教室	市民から信頼され、親しまれる下水道事業を目指すため、小学4年生以上の児童と保護者を対象として、下水処理場の見学や下水道に関する様々な実験を実施します。	下水道経営課
水環境出前講座	市内の小・中学校の児童・生徒を対象に、下水道の役割と水環境について、興味や関心を持ち、楽しく学んでもらうため、実験等の体験学習を実施します。	下水道経営課
下水道施設見学	下水道事業への理解と関心を深めるため、下水道のしくみや役割等を学習する機会を提供します。	下水道施設課
早明浦湖水祭「四国の子ども交歓会」及び高松・嶺北子ども交歓会	高松の水源地である早明浦ダム流域の嶺北4か町村の子どもと高松の子どもが、水の大切さや有効利用を学ぶとともに、それぞれの地域の特性を生かした体験活動を通じ、交流を深め、健康で明るい子どもの成長に資するため、交歓会を実施します。 （高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業）	生涯学習課
高松市きっずの森事業	高松市の概要を始め、講座情報や体験学習、遊び場の情報などを、ホームページを通して情報提供し、子どもの健全育成を図ります。	生涯学習課
蔵書情報提供事業	図書館情報システムにより、パソコン・携帯電話・OPACによる蔵書検索・予約のほか、子ども向けホームページ等情報提供機能を通じて、各種情報を提供します。	中央図書館

## ② 交流・ふれあい体験の提供、次代の親を育成する体験学習の推進

事業名	事業概要	担当課
保育体験学習事業（認定こども園・幼稚園）	少子化に対応するため、次代を担う子どもが家庭を持つことの意義を理解できるよう、小学・中学・高校・大学生が、保育体験を行う機会を提供し、教育・啓発を行います。	こども園 運営課 学校教育課
保育体験事業（保育所・認定こども園）	小学・中学・高校・大学生が、男女の別なく、子育ての方法や喜びを体得できるよう、子育ての体験の機会を提供します。	こども園 運営課
年長児童の赤ちゃん出 会い・ふれあい交流事 業	家庭での親子のふれあいや地域における様々な人との出会い・コミュニケーションを活性化し、児童の健全な育成及び次代の親づくりを推進するため、年長児童（中学生・高校生）を対象に、乳幼児や保護者と出会い・ふれあい・交流する場を提供し、赤ちゃんとのかわり方の学習及び乳幼児の安全な抱き方・遊び方などの体験学習を行います。	子育て支援課

## ③ 子どもの地域における活動の促進

事業名	事業概要	担当課
スポーツレクリエーションイベント開催事業	（公財）高松市スポーツ協会など関係団体で構成する高松市民スポーツ・レクリエーション組織委員会において、「高松スポーツカーニバル」「トリムの祭典」「高松スポーツ・健康感謝祭」などを実施します。	スポーツ 振興課
美術展覧会事業	年間を通じて、高松市美術館においては、5展程度の特別展と4期程度の常設展を、塩江美術館では8展程度の企画展と3期程度の常設展を開催する中で、効果的に子どもや家族連れにも楽しめるような企画をしたり、親子向けの展示解説や解説パンフレットを充実します。	美術館美術課
美術教育普及事業	週末や長期休業期間を中心に、子ども向けまたは親子向けの美術教室を開催し、現代のユニークかつ多様な素材や表現方法に触れてもらうことで、美術に対する関心を高め、美術的感性を養います。また、平成28年度リニューアル・オープン後新設された「こども+」も積極的に活用します。	美術館美術課
常設展・特別展高校生以下観覧料無料	感性の発達が著しい時期に、良質の美術作品とじかに触れる機会を多く持つために、教育的観点及び将来の観覧者育成という観点から高校生以下の観覧料を無料とします。	美術館美術課
地域活動促進（少年教育指導者派遣）事業	次代を担う子どもの健全育成を目的に、各地域における指導者の育成と子どもを対象とした活動の充実・拡大を図るため、専門的指導・助言を行う指導員を派遣します。	生涯学習課
子ども会育成会指導者講習会	子ども会育成会の指導者を対象に、育成会指導者としての知識、技能の習得を図り、子ども会活動の充実強化を図ります。 （高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業）	生涯学習課

事業名	事業概要	主担当課
子ども会リーダー研修会	各子ども会リーダーを対象に、子ども会活動に必要な実技指導を行い、子ども会の発展及び子どもの健全育成並びに中・高校生の社会参加活動に資するために実施します。 (高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業)	生涯学習課
子どもわくわく体験支援事業	子どもの体験型学習活動を実施する市民団体等を支援することにより、子どもの体験活動機会を提供します。	生涯学習課
新春子どもフェスティバル	親子、家族づれや友達と一緒に楽しい行事に参加することによって、寒さに負けない元気な子どもの育成と子ども会活動の発展に資するため実施します。 (高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業)	生涯学習課
子ども会フットベースボール大会	子どもの健康増進を図るとともに、友情、団結等を培うための一助として、子ども会フットベースボール大会を実施します。 (高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業)	生涯学習課
TAKAMATSU こどもサミット	高松栗林ライオンズクラブとの共催事業として、高松市内の小学校児童（4校程度）が各校で調査・研究した結果をテーマに基づき発表し、また、意見交換し、交流することで、子どもたちの健全育成を図ります。	生涯学習課
学校週5日制対応事業	コミュニティセンターにおいて、学校週5日制に対応した各種講座やイベントを開催します。	生涯学習センター
コミュニティセンター主催・共催・貸館事業	幼児セミナー等事業、児童生徒を対象とした学校週5日制対応事業及び三世代交流事業などを主催又は共催事業として開催するほか、子育て関係グループ等に施設を貸し出すことにより、地域の子育てを支援します。	生涯学習センター



▲南部クリーンセンター環境学習事業

▼こども未来館まつり



## 【現状と課題】

## ○児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、子どもに対する重大な権利侵害であることから、児童虐待は社会全体で取り組むべき課題です。また、しつけを理由とした体罰や暴力も子どもに悪影響を及ぼします。

子どもの虐待が起こる原因としては、親自身の被虐歴、望まぬ妊娠・出産、子育てに対する不安やストレス、育児力の低さなどの「親の要因」、経済不安、DV・夫婦不和や、社会的に孤立し支援者がいないなどの「家庭の要因」、また、子どもの発達の遅れや疾病、障がいなどの「子どもの要因」など、様々な要因があると考えられています。

これらの要因が必ずしも児童虐待につながるわけではありませんが、これらの要因を抱える養育者を早期に発見し、適切な支援につなげることが児童虐待の防止、早期発見・早期対応には重要です。

ニーズ調査結果では、「児童の虐待を見たり聞いたりしたことがある。虐待かどうか分からないが、おかしいと思ったことがある。」と答えた保護者の割合は、就学前で16.3%、小学生が16.1%となっています。

本市では、児童虐待を未然に防止するため、子どもに関する様々な相談事業のほか、養育支援が必要な家庭への訪問を行っていますが、さらに、関係行政機関のみならず、その他の関係団体等も含めた積極的かつ幅広い協力・連携体制を充実させることが必要です。

## ○障がいのある子どもへの支援の充実

障がいがある子どもが健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりのためには、一人一人のニーズに応じたきめ細やかな支援を行い、社会全体で支えていくことが必要です。

障がいのある子どもが、地域で安心して生活できるよう、経済的負担の軽減を図るとともに、教育・福祉・医療等、関係機関が連携し、総合的な支援に取り組む必要があります。

また、近年、幼稚園・保育所・学校において、発達障がい等の支援が必要な子どもたちが増加の傾向にあるため、支援体制を充実することが重要です。

### ○ひとり親家庭への支援の充実

母子家庭の場合は経済的な問題を、また、父子家庭においては家事や子育てなど日常生活における問題を抱えているケースが少なくありません。

ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、今後も、相談支援や情報提供を積極的に行うとともに、経済的な負担の軽減や就労支援も含めた総合的な支援を推進していくことが必要です。

### ○社会的養育が必要な子どもへの支援の充実

近年、子どもと子育てをめぐる社会環境が大きく変化する中で、虐待を受けた子どもなど、保護者の適切な養育を受けられない子どもが増えており、子どもや家庭における課題は複雑化、深刻化しています。このような中で、全ての子どもに良質な養育環境を保障し、子どもを大切にする社会の実現が求められています。

社会的養育に関しては、香川県子ども家庭課や児童相談所等が主として対応していますが、本市の児童家庭相談事業や要保護児童対策地域協議会である「高松市児童対策協議会」と密接に関係しており、要保護児童等に対して切れ目のない支援をしていくことが重要です。

要保護児童等については、行政だけではなく、学校・保育所等や自治会、民生委員、主任児童委員、NPOなどの関係機関と連携して支援するとともに、地域でのサポート体制の充実が求められています。

DV 被害を受けた母子や地域での自立した生活が困難な母子家庭には、母子生活支援施設等による専門的な支援も必要とされています。

### ○子どもの貧困対策の推進

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、また、その教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにすることが必要です。

子どもの貧困問題は、複合的な要素が絡むことが多いため、学校や保育所、行政機関だけでなく、民間企業や地域組織も含めて連携し、相談体制を充実するとともに、切れ目のない細やかな支援を行っていく必要があります。

## 施策の推進内容（１）児童虐待防止対策の充実 ●●●●●●●●

### 【基本方針】

- ・子ども家庭総合支援拠点を核にして、児童相談体制の充実強化を図るとともに、地域における児童虐待の未然防止・早期発見のためのネットワークづくりを進めます。
- ・体罰によらない子育てを推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、いろいろな機会を通じて情報提供し、周知・啓発に努めます。
- ・様々な事情により、地域社会から孤立しがちな子育て家庭に対して、地域における子育て支援事業などの利用を促進し、虐待の未然防止を図ります。
- ・児童相談所との間の介入と支援の役割分担に基づく連携を強化し、早い段階から家庭に寄り添いきめ細かく丁寧な支援を行うことで、虐待事案の重篤化の防止を行います。
- ・児童の養育に支援が必要な家庭や特定な状況にある妊婦に対して、養育支援員がその居宅を訪問し、指導・助言等を行うことで、家庭での養育の安定・向上を図ります。
- ・育児について不安や負担感を抱える保護者が、安心して育児ができるよう、臨床心理士による個別相談などを行います。

### ① 子どもの権利侵害等に関する相談支援の充実

事業名	事業概要	主担当課
児童家庭相談事業	児童福祉法に基づき、市が行う児童家庭相談業務として子ども家庭支援員及び家庭相談員を配置し、児童の養育や家庭の問題等に関する相談対応を行います。また、要保護児童等に対して、児童相談所、主任児童委員、児童委員、その他地域における団体等と連携し相談援助を行います。	こども女性相談課
女性相談員事業	女性相談員による生活・家庭等女性の抱える問題や悩みごと相談のほか、配偶者等からの暴力に関する相談について必要な指導を行うとともに、香川県子ども女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）等関係機関と連携して、被害者の保護や支援を実施します。	こども女性相談課
苦情解決窓口設置事業	公立保育所・こども園等 36 か所（苦情解決第三者委員の委嘱2人）	こども園運営課

## ② 児童虐待の予防・早期発見・早期対応の推進

事業名	事業概要	主担当課
育児支援事業 (ひまわり)	妊娠や育児への心配やとまどい等の育児不安を持つ保護者を対象に専門職による個別相談を行います。	健康づくり 推進課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師、助産師、保育士等の資格を持つ養育支援員が、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	こども女性 相談課
要保護児童対策事業	高松市児童対策協議会として、児童虐待を始めとする要保護児童等の早期発見と適切な対応を図るため、関係機関と情報共有し、支援について役割分担や協議を行います。	こども女性 相談課
子ども家庭総合支援拠点	子ども家庭総合支援拠点を設置することにより、支援体制の強化を図り、支援の必要な家庭に対して、関係機関と連携を図りながら、状況の改善につなげます。	こども女性 相談課
養育支援相談事業	社会福祉士が相談支援員として、保育所・認定こども園・幼稚園を巡回し、各園・所の個々のケースに応じて、専門的見地から、親子への関わり方や支援方針、保育方針等への助言を行います。	こども園 運営課
子育て世代包括支援センター事業	子育て期にある若い世代が安心して妊娠、出産、子育てができる環境の実現に向け、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対応するため、母子保健コーディネーターを配置し、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）を設置し、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援に取り組みます。	健康づくり 推進課
利用者支援（地域子育て支援コーディネーター）事業	利用者の個別ニーズを把握し、各種相談・支援事業等の情報の集約・提供、相談、及び利用に関する支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の円滑な利用を図ります。また、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発を行います。	子育て支援課 こども園 総務課



### ◀ オレンジ&パープルリボンキャンペーン

児童虐待防止推進月間（11月）とDV防止啓発週間（11/12～11/25）を重点に、子どもへの虐待とDV防止を市民に呼びかけました。



## 施策の推進内容（２）障がいのある子どもへの支援の充実 ●●●●●●●●

### 【基本方針】

- ・市民の、障がい児や障がい者に対する理解を深めるため、啓発キャンペーンの実施や広報活動を推進します。
- ・障がいのある子どもや障がいの疑いのある児童の保護者からの相談に応じ、障がいの早期発見、早期療育につなげます。
- ・障がいのある子どもとない子どもが交流し、ともに学び、成長できるよう教育・保育の充実を図っていきます。
- ・特別な支援が必要な子どもや保護者に対し、きめ細やかな支援の充実を図ります。
- ・障がい児や家族が地域社会で安心して生活できるよう、福祉サービスの充実を図るとともに、経済的負担を軽減するため、医療費等の助成・給付を行います。

#### ① 障がいや障がい児に対する理解の促進

事業名	事業概要	主担当課
障害児を守る日関係事業	「障害児を守る日」(10月1日)の行事の一環として、市民の障がい児(者)に対する理解を深めるため、街頭啓発キャンペーンの実施や懸垂幕掲出、障がい児が作成した絵画、工作などによる作品展を開催します。	障がい福祉課

#### ② 地域生活を送る上での支援の充実

事業名	事業概要	主担当課
障がい者相談支援事業	障がい児や障がいの疑いのある児童の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行います。	障がい福祉課
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	香川県で行う医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成研修を受講したコーディネーターを随時配置し、医療的ケア児への支援を行います。	障がい福祉課
知的障がい者・児療育相談事業	障がい児や障がいの疑いのある児童の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行います。	障がい福祉課
身体障害児補装具給付事業	身体障害者手帳の交付を受けた児童に対し、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いす等の補装具の交付及び修理を行います。	障がい福祉課
重度障害児日常生活用具給付事業	在宅の重度の心身障がい児に対し、入浴補助用具、訓練用ベッド等の日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。	障がい福祉課

事業名	事業概要	主担当課
障害児紙おむつ給付事業	3歳以上18歳未満で、おおむね6か月以上寝たきりの重度障がい児（身体障がいは、下肢、体幹、内部障がいで程度が1級に該当、知的は○Aに該当）で、生計中心者の前年分の所得額が800万円以下の者に、紙おむつを2か月ごとに給付します。	障がい福祉課
障害児団体事業補助金	障がい児、保護者の相互交流、障がい児への理解促進、及び障がい児福祉の向上と増進のために活動する団体を支援します。	障がい福祉課
障害児通所支援事業費	障がい児が、児童発達支援事業、放課後等デイサービス等を利用することにより、日常生活における基本的動作や集団生活への適応能力の向上を図ります。	障がい福祉課
障害児放課後支援事業（放課後児童健全育成事業）	保護者が就労等により、昼間家庭にいない養護学校小学部の児童に対し、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、障がいのある児童の育成を図ります。	障がい福祉課
在宅障がい児ふれあい事業	保育所・認定こども園を開放して、在宅の障がい児やその親などとのふれあい保育を実施することにより、在宅の障がい児の支援を行います。	こども園運営課

### ③ 障がい児等への教育・保育の充実、全ての障がい児等への教育・保育の保障

事業名	事業概要	主担当課
特別支援教育支援会開催事業	障がいのある幼児に対して、特別支援教育関係者等で構成する特別支援教育支援会で、協議を行い、適切な就園指導を行います。	こども園運営課
発達障がい児等支援事業	発達障がい等のある児童に適切に対応するため、公立保育所・認定子ども園・幼稚園に発達障がい児等支援員を配置し、早期に専門的な保育・教育支援や親子支援を行うとともに、私立保育所等に対して、要支援児童を保育するために必要な経費の一部を支援します。	こども園総務課 こども園運営課
障がい児保育事業	障がいのある児童の成長・発達を促すため、健常児とともに集団保育が可能な障がいのある児童の保育を実施します。	こども園総務課 こども園運営課
医療的ケア児保育支援事業	保育所等の利用を希望する集団保育が可能な医療的ケア児を、安全に受け入れるため、保育所等における受入体制を整備し、医療的ケア児の保育を実施します。	こども園運営課
院内学級設置事業	慢性疾患等で長期入院している児童生徒に対し、学習や生活を充実させるために、病院内に院内学級を設置し、長期入院の児童生徒の教育の向上を図ります。	学校教育課
施設内学級設置事業	施設に入園している児童生徒に対し、学習や生活を充実させるために、施設内に施設内学級を設置し、入園の児童生徒の教育の向上を図ります。	学校教育課

事業名	事業概要	主担当課
特別支援教育推進事業	学校教育法等の改正を踏まえ、様々な障がいのある児童生徒に対する適切な教育を行うため、市内の小・中学校に特別支援教育支援員・特別支援教育サポーターを配置し、学校生活上の介助や学習活動上の支援等を行います。 また、通級指導に係るサテライト教室を開設する他、発達障がいのある子どもたちを対象に、短期個別指導を行うアシスト教室を開設し、多様な学びの場の提供に努めます。	学校教育課 総合教育センター
教育相談・就学指導委員会開催事業	教育相談、就学指導委員会の開催に対する補助などを行い、特別支援教育の推進を図ります。	総合教育センター
特別支援教育体制整備推進事業	就学前から高等学校までの発達段階に応じた、発達障がいを含む様々な障がいのある幼児児童生徒に対する適切な教育的支援の体制整備を推進します。	総合教育センター

#### ④ 早期から一貫した支援体制の構築

事業名	事業概要	主担当課
発達障害者サポート事業	発達障がい児・者に対して、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図るとともに、発達障がいへの支援を行う人材育成の観点から、サポーター養成講座やペアレントトレーニング等を実施します。	障がい福祉課
発達障がい児等支援体制構築事業（保育所・認定こども園・幼稚園）	特別な支援が必要な子どもやその保護者に対して、市と関係部局との連携を図りながら、きめ細やかな一貫した支援が早期から行える体制を構築し、支援の充実に努めます。	こども園 運営課

#### ⑤ 経済的支援の充実

事業名	事業概要	主担当課
障害児福祉手当支給事業	在宅で20歳未満の精神、又は身体に重度の障がいがあり、常時介護を必要とする状態で、障がいを支給事由とした年金を受給していない者に、障害児福祉手当を支給します。	障がい福祉課
障害児福祉金支給事業	市内に1年以上住所を有する20歳未満の身体障害者手帳1級から3級、療育手帳○A、A、○B及び精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者の福祉の増進を図るため、年額20,000円の障害児福祉金を支給します。	障がい福祉課
育成医療等負担費用助成事業	育成医療等の給付を受け、国の徴収基準に定める費用を負担している者に対し、その費用を助成します。（福祉医療助成対象者は除く。）	障がい福祉課
障害者医療費助成事業	身体障害者手帳1～4級、又は療育手帳の所持者に、保険診療に係る自己負担分（高額療養費などを除く。）を助成します。（所得制限と年齢要件あり）	障がい福祉課

事業名	事業概要	主担当課
難聴児補聴器購入費用助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中程度の難聴児に対して、難聴児補聴器購入費用助成金を交付することにより、難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を支援します。	障がい福祉課
特別児童扶養手当支給事業	障がい児を監護・養育する家庭に特別児童扶養手当を支給するため、受付した認定請求書を香川県に進達します。	こども家庭課
自立支援医療（育成医療）給付事業	児童福祉法に規定する身体上の障がいをもつ児童又は現存する疾患が、手術等の治療によって確実に効果が期待しうるものに医療の給付を行います。	健康づくり推進課

## 施策の推進内容（3）ひとり親家庭への支援の充実 ●●●●●●●●

### 【基本方針】

- ・ひとり親家庭に向けて、情報を幅広く提供するとともに、相談支援体制の充実に努めます。
- ・ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、経済的支援を行うとともに、国や都道府県と連携しながら、就業に向けた支援を推進します。

### ① 情報提供の推進

事業名	事業概要	主担当課
子育て支援総合情報発信事業	総合的な子育て情報を幅広く提供し、積極的に子育て支援の推進を図ります。 ・子育てハンドブック ・たかまつひとり親家庭サポートハンドブック ・らっこネット ・ひとり親ウェブサイトを	子育て支援課

### ② ひとり親家庭の自立支援、就業支援の推進

事業名	事業概要	主担当課
ひとり親家庭自立支援事業	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員が相談・助言等を行います。	こども家庭課
母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭の自立支援のため、就職支援セミナーや就業に結びつく可能性の高い技術・資格を有するための就業講習会等を実施します。また、別居親と子の面会を支援する面会交流支援事業を実施します。	こども家庭課
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の母又は父の主体的な能力開発を支援するため、就業に結びつく可能性の高い講座を受講し、修了した場合に、経費の一部を支給します。	こども家庭課
高等職業訓練促進費給付金等事業	ひとり親家庭の母又は父が、看護師、介護福祉士などの資格取得のため、専門学校などで修行する場合に、「高等職業訓練促進給付金」及び「修了支援給付金」を支給することで、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にして、就職の促進と経済的自立を図ります。	こども家庭課
自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者の自立を促進することを目的に、母子・父子自立支援プログラム策定員が、児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムの策定を始め、ハローワークとの連携の下、継続的な就労支援を実施します。	こども家庭課
ひとり親家庭無料職業紹介事業	ひとり親を対象に無料職業紹介所を開設し、職業紹介や求人情報の提供などを行います。	こども家庭課

事業名	事業概要	主担当課
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講し修了した場合と、修了日から2年以内に高等学校卒業程度認定試験に全科目合格した場合に給付金を支給します。	こども家庭課
母子生活支援施設（屋島ファミリーホーム）運営事業	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子（DV被害にあった者等）とその監護すべき児童が福祉に欠けると認められたとき、母子保護を実施し、自立促進のための生活支援を行います。	こども女性相談課

### ③ ひとり親家庭への経済的支援の推進

事業名	事業概要	主担当課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の母や父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉の向上を図るため、各種資金を貸付けます。	こども家庭課
児童扶養手当支給事業	父又は母と生計を同じくしていない母子家庭等に手当を支給することにより、その生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ります。	こども家庭課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の者に対して、保険診療にかかる自己負担部分を助成します。	こども家庭課
ひとり親家庭子育て支援事業	ひとり親家庭の子育ての負担軽減を図るため、たかまつファミリー・サポート・センターの援助活動の利用料の一部を補助します。	こども家庭課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の離婚、転職に伴う環境変化や疾病等の一時的な事由に対し、家庭生活支援員を派遣し、短期間を限度として一時的な家事等のサービスを提供します。	こども家庭課

## 施策の推進内容（４）社会的養育が必要な子どもへの支援の充実 ●●●●●

### 【基本方針】

- ・社会的養育の理念である「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を基本に、地域活動と連携して子育て支援を展開していきます。

事業名	事業概要	主担当課
母子生活支援施設（屋島ファミリーホーム）運営事業（再掲）	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子（DV被害にあった者等）とその監護すべき児童が福祉に欠けると認められたとき、母子保護を実施し、自立促進のための生活支援を行います。	こども女性相談課
子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）	保護者の疾病、育児疲れ等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童福祉施設等に入所させ、必要な養育・保護を行います。	こども女性相談課
要保護児童対策事業（再掲）	高松市児童対策協議会として、児童虐待を始めとする要保護児童等の早期発見と適切な対応を図るため、関係機関と情報共有し、支援について役割分担や協議を行います。	こども女性相談課

## 施策の推進内容（５）子どもの貧困対策の推進 ●●●●●●●●●

### 【基本方針】

- ・子どもの貧困対策は、平成30年3月の「高松市子どもの貧困対策推進計画」に基づき推進します。
- ・「教育の支援」、「生活の支援」、「就労・経済的な支援」、「制度利用・相談の支援」の4つを施策の柱とし、国や県、民間企業、地域団体と連携を図りながら、子どもの視点に立った各種の貧困対策事業に取り組みます。



## 第2章

## 子育て家庭への支援



## 基本施策Ⅰ 地域における子育て支援

### 【現状と課題】

#### ○地域における子育て家庭への支援の充実

社会状況の変化により、子育て家庭は、従来のように親族や近隣からの日常的な支援や助言を受けて、自然に子育て力を高めていくことが難しくなっています。このため、不安感や孤立感などを抱きながら、日々の子育てを行っている保護者もいます。

ニーズ調査結果では、「子育てについて何らかの悩みがある保護者」の割合が、就学前で82.7%、小学生で88.2%となっています。

今後も、保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、地域社会が保護者に寄り添い、地域社会全体で子どもを育てる環境づくりを進めることが必要です。

#### ○家庭における教育力の向上

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進む中で、家庭の子育て力の向上が重要な課題となっています。

家庭の教育力の向上を図るための取組に加え、育児に関する多岐にわたる悩みや不安を、保護者が相談できる体制の充実が求められています。

#### ○経済的負担の軽減

本市ではこれまで、こども医療費助成をはじめとした各種施策を実施することにより、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図ってきました。

ニーズ調査結果では、「理想とする子どもの数よりも、実際の子どもの数が少ない理由」に係る項目として、「経済的な負担が増えるから」と回答した保護者が最も多く、就学前で55.1%、小学生で58.6%となっています。

今後も、家庭の経済状況に関わらず、安心して子どもを生き育てることができるよう、子どもとその家庭を支援することが必要です。

## 施策の推進内容（１）地域における子育て家庭への支援の充実 ●●●●●

### 【基本方針】

- 子育て親子が身近なところで相談・交流できるよう、地域の子育て支援施設等を充実します。
- 不安感や孤立感を抱える子育て家庭が、必要な情報を得ることができるよう、いろいろな機会を通じて情報提供するとともに、施策や事業の周知・啓発に努めます。
- 外国につながる幼児等特別な支援が必要な子どもが、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう努めます。
- 保護者の多様なニーズに対応した、安心して子どもを預けられる子育て支援施策の充実を図ります。
- 地域自らが社会的な課題に取り組み解決できるよう、地域活動を支援します。

### ① 地域における子育て支援機能の充実

事業名	事業概要	主担当課
地域子育て支援拠点事業	子育て親子が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流するための場を提供することにより、安心して子育て・子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図ります。	子育て支援課 (私立保育所以外) こども園 総務課 (私立保育所)
地域子育て推進事業	核家族等の親が育児に不安を抱かないよう、保育所などを活用して、育児相談・子育てサークル支援等を行います。	こども園 総務課 こども園 運営課
地域に開かれた幼稚園づくり推進事業	幼稚園が地域の幼児教育のセンター的な役割を果たすことにより、地域全体の教育力の向上を図ります。	こども園 運営課
子育て世代包括支援センター事業（再掲）	子育て期にある若い世代が安心して妊娠、出産、子育てができる環境の実現に向け、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対応するため、母子保健コーディネーターを配置し、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）を設置し、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援に取り組みます。	健康づくり 推進課

事業名	事業概要	主担当課
利用者支援(地域子育て支援コーディネーター)事業(再掲)	利用者の個別ニーズを把握し、各種相談・支援事業等の情報の集約・提供、相談、及び利用に関する支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の円滑な利用を図ります。また、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発を行います。	子育て支援課 こども園 総務課
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、認定こども園・幼稚園・保育所等で一時的に保育します。	こども園 総務課 こども園 運営課
ファミリー・サポート・センター事業	地域において育児の援助を受けたい人と援助したい人が会員となり、育児について相互に助け合う会員(有償ボランティア)組織、「たかまつファミリー・サポート・センター」において、組織の運営管理や相互援助活動の調整・支援などを行います。	子育て支援課
子育て短期支援事業(ショートステイ事業、トワイライトステイ事業)(再掲)	保護者の疾病、育児疲れ等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童福祉施設等に入所させ、必要な養育・保護を行います。	こども女性 相談課
病児保育事業「病児対応型」	保育所等に通所中の児童等が病気のため、集団で保育すること等が困難な場合、かつ、保護者が勤務等の都合により、家庭で育児することが困難な場合、その児童を医療機関等に敷設された施設で一時的に保育します。	子育て支援課

## ② 地域の教育力の向上、地域ぐるみによる子育て支援体制の整備

事業名	事業概要	主担当課
地域まちづくり交付金事業	地域自らのまちづくりに取り組むため、各地区(校区)で構築された地域コミュニティ協議会の活動に対する各種の支援を行います。	コミュニティ 推進課
幼児セミナー等コミュニティセンター講座事業	地域で安心して子どもを生き育てることができるよう、コミュニティセンターで、幼児セミナーや親子ふれあい教室や育児セミナーを開催します。	生涯学習 センター

### ③ 施策・事業の周知・啓発、情報提供の推進

事業名	事業概要	主担当課
子育て支援総合情報発信事業（再掲）	総合的な子育て情報を幅広く提供し、積極的に子育て支援の推進を図ります。 ・子育てハンドブック ・たかまつひとり親家庭サポートハンドブック ・らっこネット ・ひとり親ウェブサイト	子育て支援課
「笑顔で♪子育て」展	たかまつミライエで、子育て支援事業について紹介するパネル展を実施し、各種子育て情報を提供します。	子育て支援課
人材情報提供事業（乳幼児教育関係）	市民の学習活動を支援するため、生涯学習センターのホームページで提供している各種学習情報に、乳幼児教育に関する人材情報を登録し、広く市民へ提供します。	生涯学習センター
広報事業	広報たかまつの発行を始め、ケーブルテレビ市政情報番組やテレビ、ラジオなど各種媒体で、子育て家庭を対象とする番組等を企画し、親子で参加できるイベントのほか、市の施策や事業等の子育てに役立つ情報を発信します。	広聴広報課
子どもの貧困対策コーディネート事業	コーディネーターとして専門員を配置し、子どもの貧困対策について、ワンストップで相談に応じるとともに、関係機関・団体等のコーディネート力を高め、関係機関等相互の情報共有とネットワークの構築を推進することにより、総合的・包括的な支援を行う体制を整備します。	健康福祉総務課地域共生社会推進室



▲「笑顔で♪子育て」展

#### ▼地域子育て支援拠点事業



## 施策の推進内容（２）家庭における教育力の向上 ● ● ● ● ●

### 【基本方針】

- ・ 出産を迎える家族が、子育てに関する正しい知識を身につけ、子育てへの関心を高めることができるよう、体験学習や実習を行います。
- ・ 子どもの健全な育成を促すため、相談事業や講座・講演を充実させ、家庭・地域における教育力の向上に努めます。
- ・ 子どもの読書活動を推進するため、読書に親しむ機会を提供するとともに、家庭での積極的な取組が進められるよう読書活動の普及啓発を推進します。

### ① 家庭における教育力の向上

事業名	事業概要	主担当課
はじめてのパパママ教室	初めての出産を迎える夫婦を対象に、育児に対する関心を高め、楽しい子育てができるよう体験学習や実習を行います。	健康づくり推進課
子育て相談事業	子育てに関する多種多様な相談に、専門の相談員を配置して対応しているほか、必要に応じて、適切な窓口や専門機関を紹介します。	こども女性相談課
子育て力向上応援講座事業	家庭での子育て力向上を図るため、子育てにおける課題や子どもの成長、子どもの生活リズム、コミュニケーション等について、就学時健康診断等を活用した子育て力向上応援講座を開設します。	生涯学習課
早寝早起き朝ごはん運動啓発事業	子どもの生活リズムの向上を図るため、保護者に対し、早寝早起き朝ごはんを啓発するチラシ等の配布や、小・中学校の児童生徒に生活リズムチェックシートを配布するなど、家庭教育や子育てに役立つ情報等を提供します。	生涯学習課
家庭教育情報テレビ事業	仕事や家庭の事情等により子育て力向上応援講座等に参加できない親向けに、ケーブルテレビの高松市政チャンネルを活用して家庭教育に関する番組を放映し、家庭教育の充実を図ります。	生涯学習課
家庭教育学級事業	家庭教育は子どもの健全な成長、人格の形成にとって重要な役割を持つことから保護者などを対象に、家庭における子どもの発達段階に対応した学習の場として、家庭教育学級をコミュニティセンター等で開設します。	生涯学習センター
三世代交流事業	コミュニティセンターにおいて、子ども・親・子育てを終えた世代がそれぞれの役割を担い、つどい、交流できる場づくりを行います。	生涯学習センター
相談事業（スマイルテレホン等）	誰もが気軽に何でも相談できるよう、来所相談のほか、子ども相談電話「こどもスマイルテレホン」によって、子どもに関する相談を受け付け、専門相談員が指導・助言します。	少年育成センター
未就学児の保護者への適切なメディア利用についての啓発	インターネット利用の低年齢化を踏まえ、小学校段階からの情報モラル教育の推進に加え、未就学児の保護者に情報機器の適切な利用について周知啓発し、その一層の充実を図ります。	少年育成センター

## ② 家庭における読書活動の推進

事業名	事業概要	主担当課
子ども読書まつり事業	「子ども読書まつり」の開催により、多彩な児童行事や講演会等を実施し、子どもには読書への動機付け、また、保護者には子ども読書活動への認識を高めてもらい、子ども読書活動の推進を図ります。	中央図書館
各種子ども向け事業	絵本の読み聞かせや紙芝居のほか、各種の子ども参加行事を行うことにより、読書に興味を持たせるとともに、子どもたちの心身の健やかな成長を図ります。	中央図書館
ブックスタート事業 ブックスタートフォローアップ事業	健康づくり推進課と連携を図り、保健センターほか各地域コミュニティセンター等で実施している4か月児相談時等に、赤ちゃんとその保護者等に絵本パックを贈呈し、その利用方法と効用の説明を行うことにより、保護者等の楽しい子育て参加を推進するとともに、読書への動機付けを図ります。また、保健センター等で行われる定期的な幼児期の健康診査時に子ども向けブックリストを配付します。	中央図書館
子育て支援コーナー設置事業	図書館に求められる地域の課題解決支援の一環として、中央図書館に「子育て支援コーナー」を設置し、子育て中の家庭や、子育ての援助を行う地域の人々などを対象に、図書や情報を利用しやすいコーナーに取りまとめて、提供します。	中央図書館
子ども読書活動推進計画事業	子ども読書活動を、総合的かつ効果的に推進するため、子ども読書活動推進計画を策定するとともに、PDCAサイクルによる計画の推進を図ります。	中央図書館

## 施策の推進内容（3）経済的負担の軽減 ● ● ● ● ●

### 【基本方針】

- ・こども医療費の助成、手当の支給、保育料・幼稚園授業料の軽減、教育費の負担軽減など、子育てに伴う経済的負担の軽減に努めます。
- ・ひとり親家庭、障がいのある子どもを持つ家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- ・幼児教育・保育の無償化に伴う「子育てのための施設等利用給付」の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮するとともに、公正かつ適正な給付を行います。

#### ① 医療費の助成

事業名	事業概要	主担当課
こども医療費助成事業	令和2年度から中学生の通院助成を開始し、入院・通院ともに中学校卒業(0歳から15歳年度末)までの子どもに対して、保険診療に係る自己負担分を助成します。	こども家庭課

#### ② 幼稚園・保育所等の就園及び利用に関する援助

事業名	事業概要	主担当課
幼児教育・保育の無償化	子育て世帯を応援し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の負担軽減を図る少子化対策として、3～5歳の全ての子どもたちと0～2歳の住民税非課税世帯の子どもたちの幼稚園・保育所・認定こども園などの利用料を無償化します。	子育て支援課 こども園総務課 こども園運営課
多子世帯保育料減免事業	多子世帯の経済的負担を軽減するため、子どもが0歳から2歳児内で、同時に在園している場合、第2子の利用者負担額を無料にします。 また、18歳未満の子どもを3人以上養育している場合は、第3子以降の利用者負担額を無料にします。	こども園運営課 こども園総務課
副食費補足給付事業	新制度に移行していない私立幼稚園が実施する給食について、年収360万円未満相当世帯等を対象に、副食材料費の負担を免除します。	こども園運営課
認可外保育施設第2子以降保育料助成事業	認可外保育施設に入所している第2子以降の保育料の助成を行うことにより、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。	こども園総務課
病児・病後児保育利用料無料化事業	第2子以降3歳年度末まで、第3子以降就学前の病児・病後児保育利用料を無料化することにより、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課

### ③ 学校教育にかかる経済的負担の軽減

事業名	事業概要	主担当課
就学奨励事業	経済的な理由によって、小・中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の援助を行い、経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課
児童生徒副読本支給事業	学校教育における補助教材としての副読本を支給し、保護者負担の軽減と教育効果の向上に努めます。	学校教育課
教育資金支援事業	成績優秀かつ向学心旺盛な生徒であって、経済的理由のため進学困難な者に対し、奨学金を支給するとともに、高等学校等に入学を希望する生徒の保護者で、入学準備金の調達が困難な者に対し、入学準備金を貸し付け、教育の機会均等に努めます。 また、大学等へ進学した者の保護者で、入学資金融資制度を利用した者に対し、利子補給を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課
遠距離児童・生徒等通学費助成事業	編入前の塩江町・香川町区域内の通学が困難な地域から通学する児童・生徒の保護者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、保護者負担の軽減を図ります。	学校教育課

### ④ 子育て家庭に対する手当の支給

事業名	事業概要	主担当課
児童手当支給事業	中学校卒業（0歳から15歳年度末）までの児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を図ります。	こども家庭課

### ⑤ 出産にかかる経済的負担の軽減

事業名	事業概要	主担当課
助産施設運営事業	低所得者家庭等の出産に伴う負担の軽減と安全な出産を確保するために、施設を指定し、出産費用の助成を行います。	こども女性相談課

### ⑥ 障がいのある子どもをもつ家庭の経済的負担の軽減

「第1章 III-（2）障がいのある子どもへの支援の充実」に記載

### ⑦ ひとり親家庭の経済的負担の軽減

「第1章 III-（3）ひとり親家庭への支援の充実」に記載



## 基本施策Ⅱ 子育てと仕事の両立支援

### 【 現状と課題 】

#### ○多様な保育事業の提供

就労形態の多様化などにより、子育てに関するニーズが多様化しています。子育てと仕事の両立を支援するため、幅広い保育サービスの提供が求められています。

ニーズ調査結果では、「今後利用したい事業・サービス」に係る項目として、「放課後児童クラブ」と回答した人が最も多く、就学前で29.3%となっており、ニーズに対応した受け皿の確保が必要です。

#### ○ワーク・ライフ・バランスの推進

子育てと仕事の両立のためには、市民や事業者が男女共同参画を身近な問題として考え、連携・協力しつつ、主体的な取組を進めていくことが重要です。

本市では、男女共同参画意識を醸成するため、セミナーの開催等により周知・啓発を行っています。

今後も、仕事と子育ての両立ができる職場環境の整備を促進するため、働き方改革等に関する情報などについて、周知・啓発を行っていくことが必要です。

### 施策の推進内容（1）多様な保育事業の提供 ●●●●●

#### 【 基本方針 】

- ・女性の就業率の上昇に対応した、保育所や放課後児童クラブの受け皿の確保に努めます。
- ・保護者の多様な保育ニーズに対応した、延長保育、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業など、多様な保育サービスを提供します。
- ・保育士等の人材の確保を図るとともに、質の向上に努めます。
- ・認可外保育施設に対し、適切な指導監督や研修、助成を行い、保護者が安心して預けられる環境整備に努めます。
- ・放課後等に子どもたちの安心安全な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、その健全な育成を図ります。

## ① 多様な保育ニーズ等への対応

事業名	事業概要	主担当課
一時預かり事業(再掲)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、認定こども園・幼稚園・保育所等で一時的に保育します。	こども園 総務課 こども園 運営課
延長保育事業	保護者の就労時間の多様化に対応するため、通常の保育時間である11時間を超えて保育を実施します。	こども園 総務課 こども園 運営課
休日保育事業	多様な保育ニーズに対応するため、日曜、祝日の保育を実施します。	こども園 総務課
夜間保育事業	多様な保育ニーズに対応するため、夜間の保育を実施します。	こども園 総務課
家庭支援推進保育事業	保育を行う上で、特に家庭環境等に配慮を要する児童について、きめ細やかな保育を実施します。	こども園 運営課
病児保育事業「体調不良児対応型」	保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童を、保護者が迎えに来るまでの間、保育所の医務室等で看護師等が安静に保育します。	こども園 総務課
病児保育事業「病児対応型」(再掲)	保育所等に通所中の児童等が病気のため、集団で保育すること等が困難な場合、かつ、保護者が勤務等の都合により、家庭で育児することが困難な場合、その児童を医療機関等に敷設された施設で一時的に保育します。	子育て支援課
広域入所事業	里帰り出産などの理由により、居住地以外の市町村に所在する保育所などへ入所を希望する子育て家庭の保育ニーズに応えるため、広域入所(受託・委託)を円滑に実施します。	こども園 総務課 こども園 運営課
保育士確保緊急対策事業	保育士不足傾向にある私立保育所等において、保育士を確保するため、期間限定で本市独自の緊急対策事業を実施します。	こども園 運営課
ファミリー・サポート・センター事業(再掲)	地域において育児の援助を受けたい人と援助したい人が会員となり、育児について相互に助け合う会員(有償ボランティア)組織、「たかまつファミリー・サポート・センター」において、組織の運営管理や相互援助活動の調整・支援などを行います。	子育て支援課

## ② 認可外保育施設の質の確保

事業名	事業概要	主担当課
認可外保育施設助成事業	認可外保育施設へ入所している児童の福祉の向上を図るため、施設の経常的経費の一部に対して補助します。	こども園 総務課
認可外保育施設入所児童健康診断助成事業	認可外保育施設に入所している児童の健康診断に要する費用を助成することにより、認可外保育施設を利用する児童の安全及び衛生の確保を図ります。	こども園 総務課
すこやか認定保育所助成事業	認可外保育施設の保育水準及び入所児童の処遇向上を図るため、市の認定基準を満たした施設に対して補助します。	こども園 総務課

### ③ 総合的な放課後対策の充実

事業名	事業概要	主担当課
放課後児童クラブ事業	就労等により、昼間、保護者が家庭にいない、小学校に就学している児童に対して、授業の終了後などに、小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。	子育て支援課
放課後子ども教室事業	地域の方々の協力を得ながら、放課後等に子どもたちの安心安全な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、その健全な育成を図ります。	子育て支援課
一体型の放課後児童クラブ及び子ども教室推進事業	同一の小中学校内等で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるようにすることで、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ります。	子育て支援課

- ・国の新・放課後子ども総合プランで示された、市の教育委員会及び福祉部局の行政関係者や地域住民などから構成される運営委員会を活用するなどにより、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的又は連携による実施を推進します。
- ・放課後児童クラブでの児童の育成支援の内容について、放課後児童支援員等から利用者に適宜説明するとともに、運営委員会を活用し、地域住民への周知に努めます。
- ・新たに放課後児童クラブや放課後子ども教室を開設する場合は、可能な限り学校施設を有効活用することとし、放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室に参加できるよう努めます。また、学校施設の使用に当たっては、市と教育委員会が十分に協議し、責任体制の明確化を図ることとします。
- ・特別な支援を必要とする児童に関する専門の研修会を実施するなど、放課後児童支援員等の資質向上に努めます。
- ・放課後児童クラブの開所時間について、保護者のニーズに対応した開所時間の設定に努めます。

## 施策の推進内容（２）ワーク・ライフ・バランスの推進 ●●●●●

### 【基本方針】

- ・男女共同参画や働き方改革などを推進し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。

#### ① 男女共同参画による家庭生活の充実

事業名	事業概要	担当課
各種セミナー実施事業	男女の自立と社会参画を促進し、男女共同参画社会の実現を図るため、セミナー等を開催します。	男女共同参画・協働推進課
男女共同参画に関する啓発誌発行事業	男女の自立と社会参画を促進し、男女共同参画社会の実現を図るため、啓発誌等を作成し、啓発を行います。	男女共同参画・協働推進課
男女共同参画に関する情報収集・提供事業	ふれあい交流サロンに設置する図書やインターネット接続できるPCにより様々な情報を検索することができます。 「参画センターだより」の発行、ホームページ、広報たかまつ等による各種講座の周知や男女共同参画社会実現に向けて啓発を行います。	男女共同参画・協働推進課
相談事業	結婚や離婚、子育てや人間関係などの様々な女性の悩みごとを女性相談専門員や女性弁護士に相談することができます。また、女性の就労に関する悩みごとを経験豊富な女性キャリアコンサルタントに相談することもできます。	男女共同参画・協働推進課
託児タイム事業	幼い子どもを持つ人が安心して、ふれあい交流サロン等を利用することができるよう、託児タイムを実施します。 託児ボランティア養成講座を実施します。	男女共同参画・協働推進課
託児付き主催事業	子育て中の父母等の参加を容易にするため、主催事業（講座・講演会等）については託児付きとし、参加しやすい講座の開催を目指します。	男女共同参画・協働推進課
はじめてのパパママ教室（再掲）	初めての出産を迎える夫婦を対象に、育児に対する関心を高め、楽しい子育てができるよう体験学習や実習を行います。	健康づくり推進課

#### ② 雇用環境の整備

事業名	事業概要	担当課
「たかまつ労政だより」発行事業	労働関係の情報を提供している「たかまつ労政だより」に、働き方改革等に関する情報などを掲載し、仕事と子育ての両立ができる環境づくりを促進します。また、本市ホームページを活用した啓発に積極的に取り組みます。	産業振興課



### 第3章

## 子どもの成長・子育て家庭 を支える環境づくり

## 基本施策Ⅰ 子どもにとって安全・安心な環境づくり

### 【 現状と課題 】

#### ○防犯・交通安全・防災対策の推進

近年、子どもが巻き込まれる犯罪や事故が多く発生しており、安全・安心なまちづくりへの関心が高まっています。

本市では、子どもを事件や事故、犯罪から守るため、学校や地域、家庭が連携・協働し、子どもを見守るとともに、安全教育を推進するなど、子どもの安全対策を進めています。

今後も子育て家庭が安全・安心に暮らせる地域の環境づくりを進めていくことが重要です。

#### ○有害環境の浄化と青少年の非行防止の推進

本市では、有害環境対策や非行防止・健全育成について様々な取組を行っていますが、子どもを取り巻く環境は多様化・複雑化しており、非行の低年齢化やインターネット利用に伴うトラブル等が危惧されています。

ニーズ調査結果では、「子どもの安全を守るために、特に重要と思われること」に係る項目として、「ネットトラブルに巻き込まれないための情報モラル教育」と回答した保護者が37.6%となっています。

今後も、子どもや保護者に対して情報モラル教育などをすすめていくとともに、子どもの非行防止・健全育成のため、家庭、地域、学校及び関係機関が連携して、問題に取り組んでいく必要があります。

#### ○子どもの遊び場・居場所づくり

本市では、これまで、子どもたちが、安全に安心して遊び、過ごすことができるよう、公園や児童館などの整備を進めてきました。

今後も引き続き、子どもの身近な場所に遊び場などを整備していくとともに、子ども食堂や高齢者との多世代交流の場など、地域における居場所づくりをすすめていくことも必要です。

#### ○子育て家庭にやさしいまちづくりの推進

本市では、公共交通機関のバリアフリー化の推進など、子ども連れなどが安心して外出できる環境の整備を行ってきました。

今後も、ハード・ソフト両面からの一体的なバリアフリー化をすすめ、妊婦や子ども・子育て家庭に理解ある、やさしい生活環境づくりの推進が求められます。

## 施策の推進内容（１）防犯・交通安全・防災対策の推進 ●●●●●

### 【基本方針】

- ・子どもが犯罪や事故等に巻き込まれないよう、学校、地域、家庭が連携・協働しながら、犯罪の未然防止や交通安全対策、防災対策に努めます。
- ・子どもが犯罪や事故、災害から自分で自分の身を守ることができるよう、学校や家庭、地域において学習を進めます。

事業名	事業概要	主担当課
安全で安心なまちづくり推進事業	市民意識の高揚のための啓発活動や情報の提供、知識の普及等を図るとともに、地域コミュニティで取り組む「安全で安心なまちづくり活動」を支援します。また、「安全で安心なまちづくり推進協議会」において、安全で安心なまちづくりを推進するための施策等について協議します。	くらし安全安心課
防犯灯新設等補助事業	自治会が行う防犯灯の新設等に要する経費の全部又は一部を助成し、夜間の犯罪防止と通行の安全を図ります。	くらし安全安心課
消費生活教育出前講座	子どもたちに身近な「買い物」をテーマとして、健全な金銭感覚を養い、お金の上手な使い方を身につけることができるよう、DVDやクイズなどを取り入れ、「計画的な買い物」、「物の選び方」、「商品表示」等について学習します。	くらし安全安心課
幼児の交通安全教育 児童の交通安全教室	幼児には、模擬信号機を使用した歩行練習や発達段階に応じ人形劇・DVD視聴などを交えた交通安全教育を行います。 小学1年生には、道路の横断方法など歩行を中心とした練習を行い、小学4年生には、自転車の交通ルールの学科学習と模擬コースの走行実技を行い、講習修了者には、「自転車安全運転免許証」を交付します。	くらし安全安心課
高松市通学路交通安全プログラム	子どもたちを交通事故の危険から守り、安全に通学できるよう、学校、家庭、地域、関係機関が連携して、合同点検を定期的実施するなど、通学路の安全確保を図ります。	くらし安全安心課 保健体育課
ぼうさいまちカフェ	子ども・子育て世代を含めた高松市民等を対象として、危機管理センター1Fの「たかまつ防災プラザ」において、防災意識と防災力を高めるために、「ぼうさいまちカフェ」を行います。	危機管理課
都市計画道路整備事業	都市計画道路の整備により、道路交通の円滑化及び歩行者の安全性の向上を図ります。	道路整備課

事業名	事業概要	主担当課
学校安全管理研修会	子どもを事件や事故、犯罪から守るため、教職員を対象に、学校安全の3領域、生活安全・交通安全・災害安全に関する研修を実施し、教職員の危機回避能力や知識の向上、危機意識の啓発を図り、子どもの安全対策を推進します。	学校教育課 保健体育課 少年育成センター
不審者情報提供（子ども等の安全の確保）	不審者情報メール配信により、学校、地域、家庭で子どもを見守り育てる活動をしている健全育成団体及び関係機関を対象にメール配信登録者数を増やし、情報の共有化を推進し、子どもの安全確保に取り組みます。	少年育成センター
情報モラル教育推進事業（再掲）	小学3・4年生対象の情報モラル出前授業を核とした情報モラル教育推進事業を実施し、家庭でのルール作りを始め、インターネットに触れ始める時期の指導に努めます。	少年育成センター
ノーメディア事業（再掲）	児童生徒を対象に家庭の協力のもと、各学校・各家庭の状況に応じてメディア（インターネット、ゲーム機、テレビ等）の利用を休止又は制限する「ノーメディアデー（ウィーク）」を全小・中学校で設定するとともに、「ネット依存等防止啓発チラシ」を全児童生徒に配布し、「ネット・ゲーム依存」の防止や自己管理能力の育成を図ります。	少年育成センター
火災予防の推進（幼年・少年消防クラブの育成）	幼少年期において、火の正しい取扱方法を学び、消防を理解することで、火災予防意識の高揚等を図ります。少年消防クラブリーダー研修会・幼年消防フェスティバル等の体験学習の実施、機関紙発行、表彰等を行います。	消防局予防課



▲ 通学路合同点検

▼ 交通安全教室





## 施策の推進内容（２）有害環境の浄化と青少年の非行防止の推進 ●●●●●

### 【基本方針】

- ・地域で活動する市民団体や関係機関と連携を図りながら、子どもを取り巻く有害環境対策に取り組みます。
- ・関係機関及び関係団体と連携を図り、非行防止や青少年の健全育成に努めます。

### ① 有害環境対策の推進

事業名	事業概要	主担当課
白ポスト有害図書回収事業	子どもを取り巻く有害環境対策の一環として、市内13箇所に設けた白ポストにより有害図書、DVD等を回収します。また、関係機関、団体等と連携を図り、回収を通して得られた情報の提供や啓発活動を行います。	少年育成センター
情報モラル教育推進事業（再掲）	小学3・4年生対象の情報モラル出前授業を核とした情報モラル教育推進事業を実施し、家庭でのルール作りを始め、インターネットに触れ始める時期の指導に努めます。	少年育成センター

### ② 非行防止の推進

事業名	事業概要	主担当課
青少年健全育成市民会議補助事業	学校・PTAとの連携を図りつつ、地域ぐるみの子どもの守り育てる中核的市民運動団体である「高松市青少年健全育成市民会議」への情報提供、助言等を行う中で、支援強化を進め、地域における健全育成活動の充実を図ります。	少年育成センター
児童生徒指導推進事業（再掲）	児童生徒の不登校、いじめ、暴力行為など、問題行動等の未然防止と解消を図るため、学校教育の推進に熱意のある人材「ハートアドバイザー」、中学校に社会福祉士等の資格を有する「スクールソーシャルワーカー」、いじめ相談に傾聴する「いじめ電話相談員」を配置します。	学校教育課

## 施策の推進内容（３）子どもの遊び場・居場所づくり ●●●●●●●●

### 【基本方針】

- ・子どもが安全で安心して遊べるため、公園等の整備を行います。
- ・高齢者や子育て経験者など、地域の方々の協力を得ながら、子どもたちが心安らく居場所づくりに努めます。

## ① 公園等の遊び場の整備

事業名	事業概要	主担当課
身近な公園整備事業	高松市緑の基本計画に掲げる目標の「各小学校区の公園面積の拡充」を実現し、都市公園等の適正な配置を進め、市民1人当たりの公園面積の向上を図ります。	公園緑地課
ちびっこ広場整備事業	児童及び幼児が安全で安心して遊べるため、周辺に都市公園がなく、当分の間、公園整備が見込まれない地域において、空地となり使用されていない土地を活用して遊び場を整備するとともに、ちびっこ広場修繕等により、市民が気軽に憩い、ふれあえる場の保全を行います。	公園緑地課

## ② 子どもの居場所づくり

事業名	事業概要	主担当課
児童厚生施設管理運営事業(児童館事業)	18歳未満の全ての子どもを対象とし、児童館において、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成します。	子育て支援課
児童館管理運営事業	健全な遊びを通して、児童の健康を増進するなど、児童の健全育成を図るため、児童館の管理運営を行います。	人権啓発課
放課後子ども教室事業(再掲)	地域の方々の協力を得ながら、放課後等に子どもたちの安心安全な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、その健全な育成を図ります。	子育て支援課
一体型の放課後児童クラブ及び子ども教室推進事業(再掲)	同一の小学校内等で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるようにすることで、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ります。	子育て支援課
子ども・子育て支援事業	みんなのひろばは、乳幼児と保護者が一緒に遊べるスペースとして、プレイルームは、幼児から小学2年生までの子どもと保護者が一緒に利用できるスペースとして、子どもと保護者の居場所を提供するとともに、子ども・子育ての相談対応を行います。	こども未来館
こども食堂等支援事業(再掲)	核家族や共働き、ひとり親家庭などの増加に伴い、一人で食事をする「孤食」となる子どもが増えている中、子どもの孤食を防止するほか、安らげる場所を確保するため、子どもたちに無料又は安価で温かく栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、地域住民とのつながりの強化や学習・生活習慣についての支援の場の推進を図ります。	子育て支援課
高齢者居場所づくり助成事業	高齢者の孤立防止や介護予防・健康づくりを目的として実施している高齢者居場所づくり事業において、高齢者の居場所での子どもとの触れ合い活動に対する助成制度を実施するなど、多世代交流の促進を図ります。	長寿福祉課

## 施策の推進内容（４）子育て家庭にやさしいまちづくりの推進 ●●●●●

### 【基本方針】

- ・妊産婦や子育て家庭が利用しやすいよう、交通機関、公共施設などのバリアフリー化を進めます。
- ・「妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保」のために妊婦へ「マタニティバッジ」や「マタニティカード」の配付、妊婦優先駐車場を確保するなど、妊産婦に対して理解ある環境づくりに取り組みます。

事業名	事業概要	主担当課
バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業	J R 高松駅及び琴電高松築港駅、片原町駅、瓦町駅の4駅を中心とした徒歩圏内の区域において、歩道の傾斜や勾配の改善、歩道の段差解消や視覚障害者用誘導ブロックの設置など、歩行者が安心して歩ける環境を創造します。	道路整備課
公共交通旅客施設バリアフリー化整備事業	鉄道事業者が市内に所在する既存の鉄道駅等において、ホームスロープや手摺等を設置することにより、駅施設のバリアフリー化を推進します。	都市計画課
自転車等駐車場整備促進事業	買い物客用の自転車等駐車場施設を整備するための支援を行います。	交通政策課
自転車等駐車場整備事業	鉄道事業者等の協力のもと自転車等駐車場用地を確保し、施設整備を行います。	交通政策課
ノンステップバス導入事業	公共交通事業者のノンステップバス導入に対して補助金を交付することにより、車両のバリアフリー化を推進します。	交通政策課
マタニティバッジ・マタニティカードの配付	妊娠初期は、外見からは妊娠していることが分かりづらく周囲の理解が得られにくいという声も聞かれることから、「妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保」のために「マタニティバッジ」や「マタニティカード」を作成・妊婦優先駐車場を確保するなど、妊産婦に対して理解ある環境づくりに取り組みます。	健康づくり推進課

### 【 現状と課題 】

#### ○子育てを担う人材の確保・育成と団体等への支援の充実

子どもの成長と子育て家庭への支援を推進するためには、行政だけでなく、地域の住民や事業所、団体などが協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域において子育てを支える担い手の確保が課題となる中、人材の育成が求められています。

#### ○子育て支援のネットワークの充実

地域のすべての家庭が安心して子育てを行えるようにするためには、行政内部における分野別の「縦割り」を超えた取組を行うことはもちろん、行政、地域組織、子育てサークル、ボランティア、NPO 法人、福祉団体など、子育て支援を行っている団体グループが連携してネットワークを形成し、目的意識や情報・課題の共有を図ることが必要です。

## 施策の推進内容（１）子育てを担う人材の確保・育成と団体等への支援の充実 ●●●●●●●●

### 【基本方針】

- ・地域における多様な子育て支援活動の充実を図るため、人材の育成や活動団体への支援を充実します。

業務名	事業概要	担当課
コミュニティ推進事業	地域のリーダー養成を目的とした人材養成事業を実施するほか、各地域コミュニティ協議会の事務局体制強化に対し、支援を行います。	コミュニティ推進課
子どもを中心とした地域交流事業	地域で活動する各種団体が協働することで、団体の持ち味やネットワークを活かしながら、子ども及び保護者並びに地域の大人が関わる継続的な事業を実施することにより、子ども及び保護者並びに地域の大人が顔見知りになることで、地域の一体感を醸成するとともに、地域ぐるみで子どもを育む気運を高めます。	生涯学習課
地域活動促進（少年教育指導者派遣）事業（再掲）	次代を担う子どもの健全育成を目的に、各地域における指導者の育成と子どもを対象とした活動の充実・拡大を図るため、専門的指導・助言を行う指導員を派遣します。	生涯学習課
子ども会育成会指導者講習会（再掲）	子ども会育成会の指導者を対象に、育成会指導者としての知識、技能の習得を図り、子ども会活動の充実強化を図ります。 （高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業）	生涯学習課
子ども会リーダー研修会（再掲）	各子ども会リーダーを対象に、子ども会活動に必要な実技指導を行い、子ども会の発展及び子どもの健全育成並びに中・高校生の社会参加活動に資するために実施します。 （高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業）	生涯学習課

## 施策の推進内容（２）子育て支援のネットワークの充実 ●●●●●●●●

### 【基本方針】

- 子育て支援事業を実施する団体や個人間の連携・協働を図りながら、地域における子育て支援のネットワークづくりを推進します。

事業名	事業概要	主担当課
高松型地域共生社会構築事業（再掲）	子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現のため、まるごと福祉相談員を配置し、地域の拠点や複合的課題を抱えた世帯等を訪問し、支援につなぐとともに、総合センター等に福祉の総合相談窓口を設置し、制度・分野別の「縦割り」を超えた、包括的な相談支援を実施します。	健康福祉総務課地域共生社会推進室
子どもの貧困対策コーディネート事業(再掲)	コーディネーターとして専門員を配置し、子どもの貧困対策について、ワンストップで相談に応じるとともに、関係機関・団体等のコーディネート力を高め、関係機関等相互の情報共有とネットワークの構築を推進することにより、総合的・包括的な支援を行う体制を整備します。	健康福祉総務課地域共生社会推進室
こども未来ネットワーク会議開催事業	地域ぐるみで幅広い分野での子育て支援を効果的に推進し、子育て支援事業を実施する団体や個人間の相互交流・情報交換を行うなど連携・協働を図りながら、各種事業の効率的な実施方法の検討や、利用者への情報発信などきめ細やかな施策・事業の展開に役立てるため、「こども未来ネットワーク会議」を開催します。	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業（再掲）	子育て親子が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流するための場を提供することにより、安心して子育て・子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図ります。	子育て支援課 (私立保育所以外) こども園総務課 (私立保育所)



▲子どもの貧困対策コーディネート事業  
子どもの未来応援コーディネーター養成研修

### ▼こども未来ネットワーク会議「座談会」



## 第2期計画の数値目標

次に掲げる事業については、計画期間である2024年度（令和6年度）末の目標値を設定し、その達成に向けて取り組んで行くこととします。

### 第1章 子どもの成長への支援 ●●●●●

No.	事業名	令和6年度末（目標）	平成30年度末（実績）
1	子育て世代包括支援センター事業	把握しているハイリスク妊婦のうち支援につながった割合 90%	83.2%
2	産婦健康診査	受診票使用率 84%	—
3	乳児一般健康診査事業	受診票使用率 85%	84.1%
4	1歳6か月児健康診査事業	受診率 95.5%	94.1%
5	3歳児健康診査事業	受診率 92.5%	90.5%
6	母子健康教育	保健師による育児学級 70回/年 医師・言語聴覚士による健康教育 2回/年	67回/年 1回/年
7	保・こ・幼・小連携推進事業	小学校との連携を実施している保育所・認定こども園・幼稚園の割合 100%	100%
8	認定こども園整備事業	公立 11園 私立 23園	公立 6園 私立 17園
9	教育の情報化推進事業	I C Tを活用した授業を行っている教員の割合 100%	小 48.1% 中 26.6%
10	こども未来館学習体験事業	参加校 48校	47校
11	サンクリスタル学習事業	参加校 37校	31校
12	南部クリーンセンター環境学習事業	見学者数（学習室利用者を含む） 3,500人/年	3,235人/年
13	伝統的ものづくり夏休み親子体験教室	6コース開催	6コース開催
14	卸売市場見学	来場者数 1,400人	1,382人
15	年長児童の赤ちゃん出会い・ふれあい交流事業	ライフデザインを考えるきっかけとなった生徒の割合 100%	86%
16	保育体験事業（保育所・認定こども園）	公立 26か所	公立 26か所
17	在宅障がい児ふれあい事業	公立 26か所	公立 26か所
18	特別支援教育推進事業	特別支援教育支援員配置率 100%	100%

## 第2章 子育て家庭への支援 ●●●●●

No.	事業名	令和6年度末（目標）	平成30年度末（実績）
19	地域に開かれた幼稚園づくり推進事業	公立幼稚園実施率 100%	100%
20	子育て支援総合情報発信事業	らっこネットアクセス数 72,000件	68,323件
21	子育て力向上応援講座事業	開設数 132か所	79か所
22	早寝早起き朝ごはん運動啓発事業	朝ごはんを食べている子どもの割合（小6）91.0%	86.5%
23	家庭教育学級事業	市内の小中学校区単位家庭教育学級48学級（香川大学附属小学校含む）	48学級
24	ブックスタート事業、ブックスタートフォローアップ事業	ブックスタートパック配布率 97%	95.7%
25	子ども読書まつり事業	子ども読書まつり参加人数 2,200人	2,100人
26	一体型の放課後児童クラブ及び子ども教室推進事業	実施校区数 24校区	10校区
27	各種セミナー実施事業	男女共同参画に関するセミナー等参加者数 3,800人	3,588人

## 第3章 子どもの成長・子育て家庭を支える環境づくり ●●●●●

No.	事業名	令和6年度末（目標）	平成30年度末（実績）
28	消費生活教育出前講座	消費生活教育出前講座数 30講座	15講座
29	安全で安心なまちづくり推進事業	コミュニティ協議会等が設置する防犯カメラの設置費補助件数（累計）108件	0件
30	ぼうさいまちカフェ	12回/年	9回/年
31	火災予防の推進（幼年・少年消防クラブの育成）	幼年消防クラブ結成数 59クラブ 少年消防クラブ結成数 24クラブ	54クラブ 19クラブ
32	情報モラル教育推進事業	出前授業後のアンケート評価 児童の情報モラルについての理解度 95%	94.5%
33	身近な公園整備事業	公園整備箇所数 5か所	公園整備箇所数1か所（平成30年度内）
34	高齢者居場所づくり助成事業	多世代交流を実施している割合（居場所など） 30%	19%
35	放課後子ども教室事業	実施校区数 47校区	33校区
36	児童厚生施設管理運営事業（児童館事業）	年間利用者数 65,000人	58,016人
37	こども食堂等支援事業	こども食堂 29か所	14か所
38	子どもを中心にした地域交流事業	「子どもを中心にした地域交流事業」を実施している地域の割合 100%	43.2%
39	子どもの貧困対策コーディネート事業	連絡会議等への参加回数 16回	2回
40	こども未来ネットワーク会議開催事業	参加者延べ人数 170人	135人